マンガでよくわかる!







は「じ」め」に

三重県内の産業廃棄物の不法投棄については、依然として後を絶たない状況であり、特に建設系廃棄物の割合が高く、下表のとおり発生件数で約72%、発生量で約97%を占めています。

表 三重県内の不法投棄の状況

(単位:件、(数量トン))

白	度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	計
確認	事案数	48 (468)	41 (438)	58 (831)	40 (792)	34 (988)	221 (3,517)
	ち建設系 発棄物	39 (422)	30 (425)	39 (814)	28 (780)	24 (971)	160 (3,412)

[※]数量トンについては、確認できたもののみ集計

解体工事には廃棄物処理法のほか建設業法等により規制がなされていることから、不法投棄問題の解決を図るうえにおいても、解体工事の発注から解体後の廃棄物処理までの一連の工程において各法令が遵守されることや業界団体との連携による取組が重要と考えています。こうした考えに基づき、建設業法等を所管する県土整備部3課(建設業課、建築開発課、技術管理課)、大気汚染防止法(アスベスト規制など)を所管する環境生活部大気・水環境課、労働安全衛生法を所管する三重労働局に加え、関係業界団体を構成員とした「解体工事に係る連絡調整会議」を令和3年度に設置しました。

この冊子は、上記会議でそれぞれの機関・団体が抱える課題等を共有し、その対策等について意見交換を行うなか、解体工事に関係する各種法令の規定を分かりすく解説した手引きがあると良い、との意見を受けて作成に取り組んだものです。

最後になりますが、本冊子作成にあたり御協力いただいた関係者の皆様に御礼申し上げるとともに、本冊子が多くの方に活用され、解体工事に携わる方々がしっかりとした法令等の理解に基づき適切に対応することで、廃棄物の適正処理・リサイクルと環境保全等に係る取組が一層推進されることを願っています。

三重県環境生活部環境共生局廃棄物監視・指導課





【括弧内は冊子で用いている法令略名】

- ■廃棄物の処理及び清掃に関する法律【廃棄物処理法】
- ■三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例【産廃条例】
- ■フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律【フロン排出抑制法】
- ■特定家庭用機器再商品化法【家電リサイクル法】
- ■建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律【建設リサイクル法】
- ■特定建設資材に係る分別解体等に関する省令【分別解体等省令】
- ■労働保険の保険料の徴収等に関する法律【労働保険徴収法】
- ■建設業法

■石綿障害予防規則

■建築基準法

- ■大気汚染防止法
- ■労働安全衛生法
 - ■この冊子は解体工事に係る主な法令、条項を抽出し解説するものです。全ての法令を網羅するものではありませんのでご承知おきください。
 - ●この冊子は令和5年3月31日時点での法令を参考に作成しています。



scene '	1 私たちにお任せください 4	scene 7	工事開始にむけて ······ 20
scene 2	2 残置物の処理は誰の責任? 5 ●残置物の処理は「施主(発注者)=建築物の所有 者」の責任です		●石綿(アスベスト)の調査結果報告や現場への表示を忘れずに行いましょう●解体工事現場には標識等の掲示が義務付けられています
scene (3 事前調査・確認	scene 8	工事開始にあたって
scene 4	4 事前調査・確認・・・・・・・10 (フロン類を使用した機器・石綿(アスペスト)の有無) ●解体工事の際にはフロン類の回収をしなくてはなりません。	scene 9	石綿(アスベスト)除去工事について … 26 ●石綿(アスベスト)除去の作業基準を守るととも に、作業状況を確認・記録しましょう
	■石綿(アスベスト)の有無に関する「事前調査」 「施主(発注者)への調査結果の説明」は元請業者 の義務です	scene 10	元請業者によるマニフェストの交付と… 25 産業廃棄物の運搬 ・マニフェスト(産業廃棄物管理票)の運用について ・産業廃棄物の運搬時の注意事項について
scene (5 元請業者から施主(発注者)へ解体 14 計画の説明と解体工事の請負契約 ●元請業者から施主(発注者)への説明と解体 工事の請負契約書への記載事項について ●建設リサイクル法の対象建設工事は届出が義務 付けられています	scene 11	工事完了後の報告
scene (6 解体工事の下請負契約と		各種お問合せ先一覧 33 監修・協力団体 36

[※]建設系廃棄物の割合:72%(160件/221件)、97%(3.412トン/3.517トン)



施主(発注者)

建築物の所有者



元請業者

建設業許可(土木工事業) 主任技術者(建設業法) 建築物石綿含有建材調査者 産業廃棄物の管理者 (建設副産物対策の責任者)



下請負人 兼収集運搬業者

三重県で解体工事業登録 技術管理者(建設リサイクル法) 産業廃棄物収集運搬業許可あり 「積替・保管なし」 現場責仟者 石綿作業主任者

スプトプープリプープにプログいプで

三重県〇〇市内にて、

建築物(戸建て一般住宅で延床面積80㎡以上)を解体し、 更地にする解体工事(契約金額500万円未満)に ついて解説していきます。

戸建住宅等の解体工事を受注するには、資格が必要です。

- ●契約金額が500万円以上の解体工事※1 建設業許可【建設業法第3条】
- ●契約金額が500万円未満の解体工事※2 解体工事業登録【建設リサイクル法第21条】
- ※1 建設業法における解体工事業の許可の取得が必要です。
- ※2 工事を行おうとする区域ごとに、管轄する都道府県の登録が必要です。
- ※2 建設業法の土木工事業、建築工事業、解体工事業の許可を取得している場合、建設リサイクル法の登 録は必要ありません。
- ※1※2 建設業許可、解体工事業登録は、ともに有効期間は5年で、更新が必要です。

scene

私たちにお任せください

今回は 解体工事のご相談 ありがとうございます。



の責任?

廃棄物処理法・家電リサイクル法

残置物の処理は誰の責任?









残置物の処理は

『施主(発注者)=建築物の所有者』の責任です

建築物の解体時に「施主(発注者)=建築物の所有者」が残置した廃棄物(残置物)は、建築物の解体に伴い生じた廃棄物(解体物)とは異なり、その処理責任は施主(発注者)にあります。

残置物のうち廃家電4品目は、施主(発注者)に 家電リサイクル法に基づき処理をするように依頼してください

残置物は、施主(発注者)に処理責任があり、撤去するのが本来のルールであることを元請業者は施主(発注者 に説明の上、廃家電4品目については家電リサイクル法に則した適正な処理(廃棄)を依頼してください。

家電4品目とは

家電リサイクル法の対象品目である「エアコン」「テレビ」「冷蔵庫・冷凍庫」 「洗濯機・衣類乾燥機」(いずれも家庭用機器に限る)のこと。

※事業所で使われている家庭用機器(家電4品目)も、家電リサイクル法の対象です。



施主(発注者)から、

建築物解体の際に残された廃家電4品目の収集運搬を 依頼された場合、以下の点に注意してください。

- ●廃家電4品目が一般廃棄物にあたる場合(一般家庭から排出される家電4品目である場合) その収集運搬を受託するためには、一般廃棄物収集運搬業の許可又は市町村からの当該残置物の処理に係る委託が必要です。一般廃棄物収集運搬業許可(又は市町村からの委託)を有さない解体工事業者が収集運搬を行なった場合、廃棄物処理法に違反します。
- ●廃家電4品目が産業廃棄物にあたる場合(事業所から排出される家電4品目である場合) 排出事業者からその収集運搬を受託するためには、産業廃棄物収集運搬業の許可が必要です。産業廃棄物収集運搬業許可を有さない解体工事業者が収集運搬を行なった場合、廃棄物処理法に違反します。
- ●廃家電4品目は、指定引取場所に持ち込んでリサイクルしてください。
- ●廃家電4品目の収集運搬を行うことができる解体工事業者が、引き取った廃家電4品目を指定取引場所に引き渡さずに違法な回収業者等に引き渡した場合、家電リサイクル法又は廃棄物処理法に違反します。
- ●詳細は、一般財団法人家電製品協会のホームページをご覧ください。

家庭における家電4品目の 排出方法案内サイト(一般家庭向け)

https://www.aeha-kadenrecycle.com/select/



■ 事業所における家電4品目の ■ 排出方法案内サイト(事業所向け) https://www.aeha-kadenrecyc





●三重県内の指定引取場所は、三重県のホームページをご覧ください。 https://www.pref.mie.lg.jp/eco/cycle/64524014582.htm



事前調査・確認(分別解体等の計画等の作成)

では、解体工事に必要な 調査を始めますね。









建設リサイクル法 建設リサイクル法の対象建設工事に

該当するかを確認し、調査を行いましょう

建設リサイクル法では、分別解体と再資源化等が義務付けられています

特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であっ て、一定規模以上の建設工事(対象建設工事) については、工事現場での分別解体が義務付けられています。ま た、分別解体することによって生じた特定建設資材の廃棄物について、再資源化等が義務付けられています。

特定建設資材

- ●コンクリート ●コンクリート及び鉄から成る建設資材
- ●木材
- ●アスファルト・コンクリート

対象建設工事

工事の種類	規模の基準				
建築物の解体工事	床面積の合計 80㎡以上				
新築·増築工事部分	床面積の合計 500㎡以上				
建築物の修繕・模様替等工事 (リフォーム等)	請負代金の額 1億円以上				
建築物以外の工作物の工事 (土木工事等)	請負代金の額 500万円以上				

対象建設工事は事前調査と現場分別等の計画を作成しましょう

元請業者は建設リサイクル法の対象建設工事の契約前には、対象建築物等についての調査を実施し、分別解体 等の計画等を作成しなければなりません。

(建設リサイクル法第9条第1項、同第2項、同法施行規則第2条第1項1号、同2号)

分別解体等の計画等について

適切に工事を実施し、確実に分別解体等・再資源化等を実施するためには、事前調査が極めて重要になりま す。対象建設工事については、事前調査と現場分別の計画等を作成しなければなりません。 なお、工事の種類によって事前調査と現場分別の計画等の作成内容が違いますので注意してください。 作成内容は、工事の種類に応じた「分別解体等の計画等」法定様式を参照してください。

●詳細は、三重県のホームページをご覧ください。

三重県 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律



https://www.pref.mie.lg.jp/JIGYOS/HP/23929023472.htm



■建築物解体工事の「分別解体等の計画等」記入例とポイント

鉄筋コンクリート造以外は具体的に記載

		工作物の (解体工事		□鉄筋	コンクリート造 🖸	ご その他(オ	(造)				
					工事 □維持·修						
				□電気 □その	他 (□電話)		
(新築·維持·修繕工事のみ) ✓アス					ファルト・コンク		及び鉄から成 □木材	解体工	事は記載	不要	
		I			年)		
	作物に	DELYTHALISTS		その他周辺に		□商業抗	施設 ▼学校		,		
	する調 の結果			敷地境	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □						
				その他	(県道沿いの工事	、交通量	多い。)				
					工作物に関する	る調査の編	吉果	工事着	手前に実施っ	トる措置の)内容
		作業場所		作業場		 		道路占用許	可済、道路位	吏用許可為	斉
L	作物に	搬出経路		障害物	□有 () [路の幅員 約 <u>12</u>	Y 無		交通整理員	の常駐		
関	する調の結果			通学路	☑有 □無	_'''			_		
及	び工事	生 定建設資料	オへの付着物 (解	その他 V 有	(_		付着物の	与無、		
実	手前に 施する		修繕工事のみ)	(パ	√月 (パーライト吹付け) 付着物を記載						
措	置の内 容	他法令関係	石綿	□無							
		(解体・維 (大気汚染防止 持・修繕工 法・安全衛生法 事のみ) 石綿則)			設資材への付着(□有 🖸	無		、使用部位 は記載不要		
		その他	I	□無 隣対策	等の実施状況	等を記載	t l	周辺住民へ	国知洛		
-	1							DELK.		昇体等の 力	与注
工程	工程				作業内容				/ (解	体工事の	
程ごと	①仮設 工事全体の作業内					□無		解体工事	F業 F業	機械作業	20併用
との作	2±I	ti について記載			事 ☑有 □:	無		について	記載	機械作業	
業内	③基礎				基礎工事 ☑有 □無 本体付属品は た 選押 8298				手作業		
の作業内容及び	④本体	構造							手作業	機械作業	6の併用
解体	⑤本体	付属品			本体付属品の工事 □有 ☑無					·機械作業	と が
方法	@ 2 @	Alle (□ 手作業	·機械作業	その併用
	⑥その	1他()		その他の工事 □	有 ▼無		Za	□ 手作業 ○ 付	1+ <i>V</i> =×	学順序
			[程の順序 工事のみ)		□上の工程におけ			一月期	間を記載	IQ (I F 3	尺川只门
					✓ その他(上の I その他の場合の理						
	I.		れた建設資材の量 解体工事のみ)	1	100 12	解体工	事の場合	に、全ての	建設資材	の重量を	を記載
廃棄			物の種類ごとの量 特定建設資材が例		種類		量の見	見込み	使用する部分 れる部分(注		上が見込
物発	る工作	F物の部分(新		事のみ)	▼コンクリート境			0トン		Y 3 N	4 (4)
生見込			持·修繕·解体工		▼ アスファルト・コンクリート!		物の発生			3	2 (4)
量					□建設発生木材			-	1 lp		4
	(注)	①仮設 ②	②土工 ③基礎 (4)本体構	 造 ⑤本体付属品	6 その	他	トン			
備	考										
<u></u>								用する部分			
	特定	建設資材	廃棄物別に搬	入予定	<u>'</u> ග	使用す	る部分及	び発生する	る部分をチ	エックで	する

scene

事前調査·確認

(フロン類を使用した機器、石綿(アスベスト)の有無)







調査の結果は 「労働基準監督署と 役所への報告 をして、 工事の際には 「調査結果の掲示」と 「記録の写しの 現場への備え置き」が 必要なのよね。





再資源化等を行う事業所名を記入

事前調査・確認(フロン類を使用した機器、石綿(アスベスト)の有無

一種特定製品) |の廃棄等の際にフロン類の回収を義務づけています。

フロン排出抑制法 石綿(アスベスト)の有無に関する「事前調査」

「施主(発注者)への調査結果の説明」は

元請業者の義務です

建築物・工作物の解体・改修工事を行う際には、 工事の規模、請負金額に関わらず、事前に法令に 基づく石綿の使用の有無の調査(事前調査)を行

う義務があります。

大気汚染防止法

石綿(アスベスト)の有無に関する「事前調

查」「施主(発注者)

査結果の説明」は元

ビル用 マルチエアコン

(フロン排出抑制法の対象となる第一種特定製品の例)

冷凍·冷蔵

フロン排出抑制法では、フロン類(CFC、HCFC、HFC)を使用している「業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器(第

解体工事を依頼されたらフロン類の確認をしましょう。

- ○解体する建築物において業務用のエアコンや冷凍冷蔵機器の有無を確認します。
- ○事前確認書に結果を記入し、その内容を施主(発注者)に説明します。
- ○事前確認書を施主(発注者)と元請業者がそれぞれ3年間保存します。
- ○フロン排出抑制法に該当する機器が「ない」場合でも、書面を保存してください。

工事の発注者(施主)

フロン類を未回収のまま 行う機器廃棄は直接罰の



50万円以下の罰金

●解体する建築物において業務用エアコン・ 冷凍冷蔵機器の有無を「現場・図面を見な がら | 事前確認し、その結果を書面で施主 (発注者)に説明。



- 2フロン類の回収を充塡回収業者に依頼。(施主(発注者)か ら充塡回収業者へのフロン類引渡しを受託した場合)
- ❸フロン類が回収されていることを確認し廃棄物・リサイク ル業者に機器を引渡し。

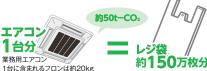
フロン類をみだりに放出した場合、 1年以下の懲役または50万円以下の罰金

フロン類は強力な温室効果ガスです!

検索

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化 炭素の100~10.000倍という強力な温室効 果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼしま す。フロン類の排出を抑制することで、地球温 暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。

フロン排出抑制法ポータルサイト





冷凍·冷蔵庫

ショーケース

約150万枚分

詳細は、環境省のフロン排出抑制法ポータルサイトをご覧ください。

https://www.env.go.ip/earth/furon/



事前調査の実施方法

●事前調査では、まず書面調査及び 現地での目視調査を実施し、これら の調査で建材の石綿含有の有無が わからなかった場合は分析調査を 行い、石綿含有の有無を判断する。

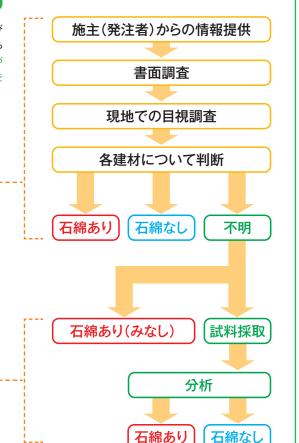
> 書面調査及び現地での 目視調査を原則として 実施する。

書面調査及び現地での

目視調査で石綿含有の

有無が不明な場合に分

析調査を行う。



廃棄物・リサイクル業者

業者の義務です

事前調査のポイント。

- ●建築物の事前調査を行う者は、石綿 に関し一定の知見を有し、実際に調査 を実施した上で的確な判断ができる 建築物石綿含有建材調査者である必 要があります。(令和5年10月から)
- ●書面調査では、設計図書や石綿含有 建材データベース等を使用した調査 を行ってください。
- ●現地での目視調査では、現地で各部 屋、部位の網羅的な確認を行ってくだ さい。(書面調査との相違等を確認。)



施主(発注者)への調査結果説明

元請業者は施主(発注者)に対して書面により事前調査の結果等を説明することが義務づけ られています。

事前調査結果報告(本誌P21)で使用する「石綿事前調査結果報告システム | の データを活用して、説明に必要な書面や作業概要に関する書式様式を作成できる ツールを環境省等のサイトで公開しています。

環境省 事前調査結果に係る各種文書作成ツール

検索



https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html





●厚生労働省・環境省「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止 及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(令和3年3月)|

石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post 71.html

●厚生労働省 石綿総合情報ポータルサイト

石綿総合情報ポータルサイト

検索

https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/

●環境省 アスベスト関連ページ

環境省 建物を壊すときにはどうしたら良いの?

https://www.env.go.jp/air/asbestos/index6.html







scene

元請業者から施主(発注者)へ解体計画 の説明と解体工事の請負契約

先日の 調査結果をもって 工事について 説明に伺いました。

施主宅

建設リサイクル法に基づく 「分別解体等の計画等」には 先日の調査結果と、 解体工事の方法や 産業廃棄物の発生見込量を 記載しています。

また、 産廃条例の説明書には、 今回の解体工事に伴って 発生する全ての産業廃棄物の 種類別の発生見込量や

3 処理費用などが記載してあります。



調査の際にもご説明しましたが、 フロン排出抑制法に該当する機器が ないことを確認した事前確認書を、 そして天井に石綿含有建材を確認した 事前調査の説明書面をお渡しします。



フロンの方は 3年間の保存義務があるので、 大切に保管しておいてください。 解体工事の請負契約書には 分別解体の方法や費用等も 記載しています。 ご納得いただけましたら 押印をお願いします。





ありがとうございます! これが解体工事の 請負契約書となります。 しっかりと法令を守った工事を 最後まで徹底します。





工事着手 7日前までに 私から お願いします。 出すんですね。 わかりました。

よろしくお願いします。

.請業者から施主(発注者)へ解体計画の説明と解体工事の請負契約

建設リサイクル法・フロン排出抑制法 産廃条例・大気汚染防止法

元請業者から施主(発注者)への 説明と解体工事の請負契約書への記載事項について

分別解体等の計画等(建設リサイクル法)

建設リサイクル法の対象建設工事の契約前には、 作成した「分別解体等の計画等」に基づき、届出に 係る事項について書面で説明する必要があります。 (対象建設工事や「届出に係る事項 |については P8.P16参照)

フロン類の確認結果(フロン排出抑制法)

事前確認書を渡して、フロン排出抑制法に該当す る機器の有無を説明する必要があります。

事前確認書は施主(発注者)及び元請業者それぞ れが3年間保存する必要があります。

※該当する機器がない場合でも書面を保存 してください。

石綿の事前調査説明書面(大気汚染防止法)

説明書面を渡して、石綿含有建材の有無を説明す る必要があります。

説明書面の写しは、元請業者が、事前調査結果の 記録とともに工事終了後3年間保存してください。

発生する産業廃棄物の説明(産廃条例)

解体工事を始める前に、産廃条例に基づき、解 体工事で生ずる全ての産業廃棄物について以 下の説明をして、内容の確認を受ける必要があ ります。

産業廃棄物の種類

産業廃棄物の種類ごとの、

- 発生見込量
- 2 予定処分先
- 3 予定処分方法
- 4 処理費用

※元請業者には説明に用いた書面の写しを 5年間保存する義務があります。

※対象工事や様式等の産廃条例の詳細は P34、P35を参照



施主・元請業者間で結ぶ解体工事の請負契約書には下記について記載が 必要です。

建設業法 第19条第1項 で定めるもの



建設リサイクル法の対象建設工事の請負契約の際には、分別解体・ 再資源化に要する費用などの事項を契約書面に記載しなければな りません。(建設リサイクル法第13条、分別解体等省令第4条)

分別解体等の方法 解体工事に要する費用

再資源化等をするための 施設の名称及び所在地

再資源化等に要する費用

●詳細は、三重県のホームページをご覧ください。

三重県 建設業法

https://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/index.shtm



建設リサイクル法

建設リサイクル法の対象建設工

|事は届出が義務付けられています

建設リサイクル法の対象建設工事は 届出が義務付けられています



届出を行う義務があるのは「施主(発注者)」です。

届出時期と届出窓口

(建設リサイクル法第10条、三重県「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に関する要綱第3条)

工事に着手する日の7日前までに届出書の提出

●(届出例)水曜日に工事着手をする場合は、その1週間前の水曜日までに届出書の提出が必要となります。

下表のとおり 届出窓口

	①津市、四	旧市市、鈴鹿市、桑名市、松阪市内	当該市役所 担当課			
建築物	②①以外(の地域	県の建設事務所 建築開発室、 又は総務・管理・建築室 建築開発課			
		伊賀市、名張市、亀山市内 の4号建築物が対象の場合	当該市役所 担当課 (ただし、県の許可を必要とする建築物を除く)			
建築物	①津市、匹	旧市市、鈴鹿市、桑名市、松阪市内	当該市役所 担当課			
以外	②①以外の地域		県の建設事務所 事業推進室 工事統括課			

届出に必要な添付図書など

書 類 名	説明
①届出書	省令様式(国の様式)
②別表	省令様式(国の様式) ※工事の種類により該当するものを添付 ●建築物の解体工事→ <u>別表1</u> ●建築物の新築工事等 → <u>別表2</u> ●建築物以外の解体工事・新築工事等 → <u>別表3</u>
③案内図	工事現場が特定できる地図(工事現場を赤色で明示)
④設計図等	a.かb.のうちいずれかの図書 a.配置図、2面以上の立面図、各階平面図 b.建築物の状況が分かる2面以上のカラー写真
⑤工事の概略工程表	届出書 5 欄に記入できない場合(様式は任意)
⑥委任状	届出を委任する場合は必要(県要綱にて様式を規定)

●届出内容や届出先については、三重県のホームページをご覧ください。

三重県 建設リサイクル法

検索 <table-cell>

https://www.pref.mie.lg.jp/JUTAKU/HP/81275031081.htm



解体工事の下請負契約と 産業廃棄物の処理委託契約



施主さん邸の 解体工事と 産業廃棄物の運搬の 打合せ

よろしくお願いします。

まず初めに確認ですが、 下請さんは 建設リサイクル法に基づく 解体工事業の登録を されていましたよね?





今回の解体工事に伴って

産業廃棄物が発生します。



【産業廃棄物の種類】【数量】 ・木くず ………7トン がれき類 ………16トン ・ガラス陶磁器くず ……4トン ・廃プラスチック類……0.5トン 金属くず …………0.5トン ・石綿含有産業廃棄物 0.5トン か(ガラス陶磁器くず) 管理型混合廃棄物 ……6トン

元請業者である弊社となりますので、 この表に記載のある品目については 弊社でそれぞれの処分場を実地に確認したうえで 書面で処分委託契約を結んでいます。*1



はい、 積み下ろす場所の 許可も持っています。 それでは、以前に 運搬単価表は 頂いていますが、 改めて「これだけ」の 運搬費用に係る 見積もりをお願いします。

> 見積もりをいただき次第 委託契約書の作成を 進めさせて いただきます。

- ※1: 産廃条例第7条で処分先の実地確認が義務付けられています。
- ※2:解体工事現場の外で保管する場合は、廃棄物処理法第12条第3項若しくは、産廃条例第8条に基づく届出が必要なケースが あります。(詳細は「下請・収集運搬業者編」P23を確認ください。)

scene

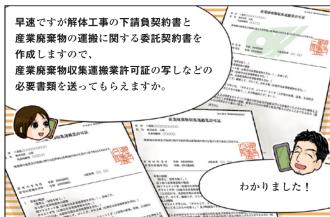
解体工事の下請負契約と 産業廃棄物の処理委託契約



下請さんから















解体工事の

請負契約と産業廃棄物の

処理委託契約

建設業法・建設リサイクル法

下請負人への届出事項の告知・確認



建設リサイクル法の対象建設工事の下請負契約を結ぶに当たって、下請負人に届出事項について告知しなければなりません。

当該下請負契約の際には、分別解体等・再資源化等に要する 費用などについて契約書に記載しなければなりません。 (建設リサイクル法第13条、分別解体等省令第4条)



下請負人との契約書に記載する事項のポイント

下請負人は、施主(発注者)が届出た分別解体等の方法がわからなければ、適正な施工ができなくなり、また、契約に先立ちそのような情報を入手できなければ請負金額の適正な見積もり等に支障が生じる恐れがあります。そのため、対象建設工事の元請業者は、届出事項について、下請負人へ告知しなければなりません。下請負人はそれを確認する必要があります。

下請負契約においては、施主(発注者)と元請業者との契約と同様、下記①~②の内容を契約書面に記載する必要がありますが、③、②の再資源化等に関する事項については、原則として「該当なし」「〇円」をります。これは、一般に、再資源とが廃棄物処理業者に処理委託に素が廃棄物処理業者に処理委託することが廃棄物処理法第12条)、通常の下請負契約においては再資源の下請負契約においては再資源に、時間である。

■契約書記載事項

- 分別解体等の方法
- 2解体工事に要する費用
- ❸再資源化等をするための 施設の名称及び所在地
- 4再資源化等に要する費用

法第13条及び省令第4条に基づく書面(建築物に係る解体工事の場合)

1 分別解体等の方法

(該当事項の□欄に「レ」を付すか「■」とする)

ı		工 程	作業内容	分別解体等の方法
		①建築設備・	建築設備・内装材等の取り外し	□ 手作業
		内装材等	□有□無	□ 手作業・機械作業の併用
	工程			併用の場合の理由 ()
	2	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し	□ 手作業
	8		□ 有 □ 無	□ 手作業・機械作業の併用
				併用の場合の理由 ()
	作業内容及び	③外装材·	外装材・上部構造部分の取り外し	□ 手作業
	容	上部構造部分	□ 有 □ 無	□ 手作業・機械作業の併用
	及び			
	部	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り外し	□ 手作業
	体方法		□有 □無	□ 手作業・機械作業の併用
	法			
		⑤その他	その他の取り壊し	□ 手作業
		()	□有 □無	□ 手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用

(受注者の見積金額) 円(
※解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積込に要する費用で、
解体工事に申う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

- ※ 受注者が選択した施設を記載(品目ごとに複数記入可)
 ※ この欄に書ききれない場合は別紙に記載のこと。
- 4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

(受注者の見積金額) 円(税込)

※ 再資源化等に要する費用とは、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用 及び運輸に要する費用とする。

scene

工事開始にむけて



まず、建築基準法に基づく 建築物除却届と大気汚染防止法及び 労働安全衛生法に基づく石綿の 事前調査結果報告をします。 あと、工事現場に必要な石綿の調査結果の 掲示と調査記録の写しの備え置きの 準備もしておきます。

よろしく!



, **看板の準備**も しないといけないね。 事開始にむけ

建築物除却届を提出しましょう

建設業の許可票や解体工事業者の登録票、 労災保険関係成立票、作業主任者一覧表 あと、石綿に関係する表示だね。 また、現場で廃棄物を保管する場合は

	建	設	業	の	許	可	票	_
商	号 又 は	名称	i					
代录	長者の	氏名						
主任技術	者の氏名	専任の本	無					Γ
	資格名	資格者証文付	播号			Т		Τ
一般建設	業又は特別	定建設業の	り別					
許可を	を受けた	た建設	菜					Т
肿	可非	番 号		国土交i 許可(通大臣 知事) !	iii.	Ą
25 72	可 年	月	В					

保管場所の掲示板も必要だね。

			-	
労:	災保険関係	系成立	票	
保険係成立年月日	令和	年	月	日
労働保険番号				
事業の期間	自 令和 至 令和	年年	月月	日日
事業主の住所氏名				
注文者の氏名				
事業主代理人の氏名				

	解	体	I	事	業	者	登	録	票	
	商号	、名称又	は氏名	Τ						
		(である)								
		登録番	7							
		登録年月	В			¥	F	3	В	
	技術	管理者	の氏名	Т						



建築基準法

建築物除却届を提出しましょう

建築物除却届とは?

元請業者は床面積10㎡を超える建築物の解体時には、工事に着手するまでに、建築物除却届を市役所又は 町役場へ提出する必要があります。

※この届出は、解体後土地を更地にする場合にのみ必要であり、建築物の建替時には届け出る必要はありません。 建築物の建替時には別の届出(建築工事届)の中で、除去工事の内容を記載して、施主(発注者)から提出する 必要があります。

19

大気汚染防止法

石綿(アスベスト)の調査結果報告や 現場への掲示を忘れずに行いましょう

事前調査結果の行政への報告

事前調査の結果報告は、石綿の有無に関わらず、一定規模以上の工事を行う 場合に必須です。

●元請業者は一定規模以上の工事の場合は、石綿の有無に関わらず調査結果を"労働基準監督署"と、"三 重県又は四日市市"に報告してください。調査結果の報告対象となる工事・規模基準は以下のとおりです。







請負代金合計100万円以上 (材料費・消費税を含む)

工作物※の解体・改造等工事

請負代金合計100万円以上 (材料費・消費税を含む)

【留意事項】吹付け石綿(レベル1)、石綿含有断熱材、保温材、耐火被覆材(レベル2)に該当する建材がある場合、作業の 14日前までに施主(発注者)から自治体へ「特定粉じん排出等作業の実施の届出」、労働基準監督署へ「計画の届出」が必 要となりますので留意してください。

報告用サイトの案内

調査結果は「石綿事前調査結果報告システム」を利用(「gBizID」の登録が必要)し、県等に報告する必要があります。

回海鉄回

●石綿事前調査結果報告システム

石綿事前調査結果報告システム

https://gbiz-id.go.jp/top/

gBizID

検索



https://www.ishiwata-houkoku. mhlw.go.ip/shinsei/

※上記システムでの報告1回で、「労働安全衛生法上の届出(労働基準監督署)」と「大気汚染防止法上 の届出(三重県又は四日市市) の両方の報告ができます。

事前調査結果の記録の作成・工事現場への記録の備え置き・調査結果記録の保存

●元請業者は事前調査結果の記録を作成し、記録の写しを除去等の作業中に工事現場に常に備え付けると ともに、作業終了後3年間保存しなければなりません。

工事現場への石綿に関する掲示

- ●元請業者は工事の際には工事現場に事前調査の結果を表示した掲示板の設置が必要です。事前調査結果 報告(上記)で使用する「石綿事前調査結果報告システム」のデータを活用して、説明に必要な書面や作業 概要に関する書式様式を作成できるツールを環境省等のサイトで公開しています。加えて、石綿含有建材 の除去等作業を行う際は、作業方法等を表示した掲示板の設置が必要です。
- ●環境省 事前調査結果に係る各種文書作成ツール

環境省 事前調査結果に係る各種文書作成ツール

https://www.env.go.ip/air/ 検索 asbestos/post_87.html

解体工事現場には 労働安全衛生法・大気汚染防止法 標識等の掲示が義務付けられています



工事現場に掲示すべき許可票等の**主な一**覧は以下のとおりです。

●建設業の許可票(建設業法第40条)



掲示場所 工事現場の公衆の 見やすい場所

建設業法・建設リサイクル法・労働保険徴収法

縦25cm以上×横35cm以上

記載内容 ●商号 又は 名称

●代表者の氏名 ●―船建設 又は 特定建設業 の別

許可を受けた建設業

(当該工事の現場に関連する許可を記載)

●許可番号

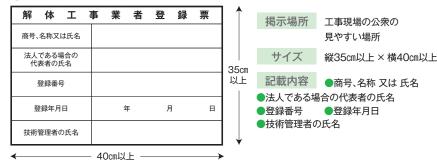
●許可年月日

●主任技術者 又は 管理技術者の氏名

●主任技術者の資格

(実務経験での場合は「10年以上の実務経験 と記載)

❷解体業者の登録票(建設リサイクル法第33条)



3 労災保険関係成立票 (労働保険徴収法施行規則第77条)

労:	災保険関係	↑	掲示場所			
保険係成立年月日	令和	年				
労働保険番号						サイズ
事業の期間	自 令和 至 令和	年 年	月 月	日日	25cm	記載内容
事業主の住所氏名						●労働保険番
注文者の氏名						●事業主の住
事業主代理人の氏名					↓	●注文者(発達 ●事業主代理
←	— 35cr	1 —		→		●争未土八年

示場所 工事現場の公衆の 見やすい場所

縦25cm×横35cm (地色/白、文字/黒)

●保険係成立年月日

- が働保険番号 ●事業の期間
- 業主の住所氏名
- 主文者(発注者)の氏名
- 業主代理人の氏名

石綿(アスベスト)関連の詳細は、P13に記載されているホームページをご覧ください。

解体工事現場には標識等の掲示が義務付けられ

て

LI

介作業主仟者一覧表 (労働安全衛生規則第18条)

作	業主任者一覧	表		
資 格 名	会 社 名	氏	名	
				IT = /
				任意のサイス
				\perp
				」

掲示場所

工事現場の労働者(作業者) の見やすい場所、必要な箇所

規定なし

●作業主任者の選定を必要とする作業や 資格を必要とする作業を現場で行う 場合に掲示が必要です。

任意のサイズ

→ る場で関連する掲示例 ※大気汚染防止法と石綿障害予防規則の掲示を兼ねる場合です。

(大気汚染防止法施行規則第16条の4、第16条の9、第16条の10 石綿障害予防規則第3条第6項(なお、令和5年10月1日以降、同条第8項に改正となります。))

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ 本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。地 特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。 事業場の名称 調査終了年月日 令和○○年○○月○○日 看 板 表 示 日 令和〇〇年〇〇月〇〇日 解体等工事期間 令和○○年○○ 石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間 令和○○年○○ 元請業者(工事の施工者かつ調査者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) 元請業者(工事の施工者かつ調査者) 調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠 29.7cm 現場責任者氏名 以上 を石綿作業主任者に選任しています。 【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照 調査を行った者(分析等の実施者) 氏名又は名称及び住所 事前調査・試料採取を実施した者 石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法 石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法 分析を実施した者 特定粉じんの排出又は飛散の抑制 使用する資材及びその種類 「石綿含有なし」の判断根拠凡例 ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 備考:その他の条例等の届出年月日

注)工事に係る部分の床面積の合計が80m2以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

掲示場所	工事現場の公衆及び労働
何小物川	(作業者)の目めずい担託
	(作業者)の見やすい場所

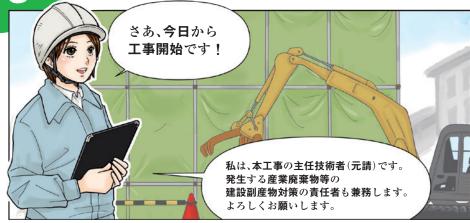
42㎝以上

29.7cm×42cm以上(縦横のどちらでも可)

●事前調査の結果 ●作業内容等(石綿含有建材の除去等作業を行う場合)

- 事前調査の結果に関する掲示は石綿の有無に関わらず必要です。
- ・作業内容等に関する掲示は石綿含有建材の除去等作業を行う場合に必要です。
- ※記載例は、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(令和3年3月)| P114~P117を参考としてください。

scene 工事開始にあたって



事開始にあたって





建設リサイクル法

解体工事で発生する 特定建設資材は工事現場で分別・再資源化等を しなければなりません



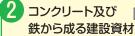
建設リサイクル法の対象建設工事の施工の際には、分別解体等の計画等に従い、●コンク リート、2コンクリート及び鉄から成る建設資材、3木材、4アスファルト・コンクリート(以上、 特定建設資材)を工事現場で分別しなければなりません。

また、分別解体によって生じた特定建設資材の廃棄物について、再資源化等をしなければな りません。

特定建設資材を工事現場で分別



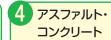














再資源化等•適下処理

建設リサイクル法の対象建設工事から排出されるコンクリート、コンクリートと鉄からなる建設資材、アス ファルト・コンクリートの廃棄物については、再資源化をしなければなりません。

なお、木材についても再資源化をしなければなりませんが、工事現場から50kmの範囲内に再資源化施設 が無い場合等は、焼却等によりその容積を減らすこと(縮減)で足りるとされています。縮減する場合であっ ても、熱回収を行っている業者をできるだけ選んでください。

解体工事の体制について

- ①建設業の許可業者においては主任技術者等又は解体工事業の登録業者においては技術管理者を設置 して、技術的な管理を行わせることが必要となります。また、建設業許可又は解体工事業登録の標識を掲 示しなければなりません。
- ②工事現場における建設副産物対策の責任者を明確にすることが望まれます。(上記主任技術者等が兼務 することが望まれます。)

石綿含有建材の種類と廃棄物処理法上の取扱い

石綿含有建材の種類	吹付け石綿 (レベル1)	耐火被覆材 (レベル2)	その他の石綿含有建材 (レベル3)
廃棄物処理法上の取扱い	廃石綿等 (特別管理産業廃棄物)	廃石綿等 (特別管理産業廃棄物)	石綿含有産業廃棄物 (産業廃棄物)

scene

石綿(アスベスト)除去工事について





石綿(アスベスト)除去工事について



大気汚染防止法

石綿(アスベスト)除去の作業基準を 守るとともに、作業状況を確認・記録しましょう

作業基準について

除去工事は、事前に元請業者が作成した 作業計画に基づき、作業基準を守って行いましょう。

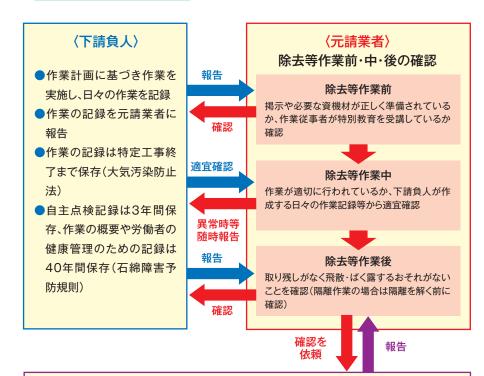
[作業基準	上の例](大気汚染防止法第18条の14、同法施行規則第16条の4第6項)
特定建築材料の種類	作業基準
	※除去時は❶、❷またはこれと同等以上の措置(※1)を講ずること
	●切断·破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと
石綿含有けい酸 カルシウム板第1種	●●の方法で除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上 適さない時は次に掲げる措置を講ずること(1)除去部分の周辺を事前に養生すること(2)除去する建材を薬液等により湿潤化(※2)すること
	③除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること(②(1)の養生を行ったときは 養生を解くに当たって作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと)
	●切断・破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと
その他の石綿含有 成形板等	●①の方法による除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質 上適さない時は除去する建材を薬液等により湿潤化(※2)すること
	●除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること

- ※1…同等以上の効果を有する措置:負圧隔離養生(隔離、前室の設置及び集じん・排気装置の使用) ※2…薬液等による湿潤化:薬液等には水を含む。湿潤化が著しく困難な場合は、十分な集じん機能を有する局所集じん装置を使用して除去を行う。
- ★石綿障害予防規則に基づく、作業方法(作業基準)についても遵守してください。

労働者の石綿粉じんばく露防止対策

- ●労働者の健康障害を防止する観点から、以下が石綿障害予防規則により義務づけられています。
- 石綿作業主任者の選任
- ② 労働者への特別教育の実施(対象は工事に従事する労働者全員です)
- 適切な呼吸用保護具の使用 電動ファン付き呼吸用保護具又は取替式防じんマスク[RS3・RL3]を使用してください。
- 4 保護衣又は作業衣の使用
- ❺ 作業に関係ない者の立入禁止措置
- 6 作業の記録及び保管(40年間)
- → 健康診断の実施及び記録の保管(40年間)
- ② 飲食と喫煙の禁止
- ※石綿吹付け材や石綿含有保温材等の除去作業では、より厳重な飛散・ばく露防止対策を講じるとともに届出等が必要です。

除去等の作業の流れ



〈確認を適切に行うために必要な知識を有する者〉

●部位ごとに目視により取り残しがないことを確認

作業実施状況の記録

●元請業者は下請負人が作成した記録により作業が計画に基づき適切に行われているか確認し、記録を作成・ 保存する必要があります。

取り残し等の確認

●元請業者は除去作業については取り残しがないこと、囲い込み及び封じ込めについては措置が正しく実施されているか否かについて、知識を有する者に目視で確認させる必要があります。

石綿(アスベスト)関連の詳細は、P13に記載されているホームページをご覧ください。

石綿(アスベスト)除去の作業基準を守るとともに、

作業状況を確認・記録しましょう

よるマニフェストの交付と産業廃

元請業者によるマニフェストの交付と 産業廃棄物の運搬



こちらの産業廃棄物、 処分場までの運搬 よろしくお願いします!

運搬途中での積み下ろしは 絶対にしないでください マニフェストを交付しますので 確認ください。





A票以外は こちらでお預かりします。 運搬が終了したら B2票を返送します。





マニフェスト(産業廃棄物管理票)の運用について

マニフェスト使用のポイント

マニフェストを使用する上では、廃棄物処理法により定められた下記の事項を守ることが必要です。

- ●産業廃棄物の種類ごと、行き先(処分場)ごとに交付する。
- ●産業廃棄物を処理業者に引き渡す際に交付する。
- ●排出事業者(解体工事の場合は元請業者)のマニフェスト交付担当者が、産業廃棄物の種類、数量、処理業 者の名称等を正確に記載した上で交付する。
- ●マニフェスト交付の日から5年間A票を保存する。
- ●処理業者から送付された写しを、送付を受けた日から5年間保存する。

産業廃棄物が中間処理業者に直接運搬される場合のマニフェストは7枚です。



排出事業者 (元請業者)の保存用

※マニフェストは産業廃棄物の種類ご と、行き先(処分場)ごとに交付する 必要があります。

収集運搬業者の控え

収集運搬業者から 排出事業者に返送され、 運搬終了を確認

中間処理業者 の保存用 中間処理業者から 排出事業者に返送され、

者に返送され、処分終了を確認 (収集運搬業者の保存用)

中間処理業者から 排出事業者に返送され、

中間処理業者から収集運搬業

交付の際に記入するだけでなく、産業廃棄物が最終処分されたことを確認するまで、処理業者(収集運搬業者及び中間処理業者 等)と連絡を取り合いながら協力しあうことが必要です。収集運搬業者から「B2票」、中間処理業者等から「D票」「E票」が戻ってき たら、そのつど保存していた「A票 |の照合をします。

「A票 |は交付した日から、「B2票 |「D票 |「E票 |は送付を受けた日から 5年間保存します。

次の場合は、知事等に報告の義務が発生します

下記のような場合、マニフェスト交付者は知事等に報告を行わなければなりません。

なる場合

●マニフェストが返送されてこないとき

直行用マニフェストの場合、マニフェスト交付の日から90日(特別管理産業廃棄物の場合は60日)以内に 「B2票 |及び「D票 |が返送されてこない場合、およびマニフェストの交付の日から180日以内に最終処分が 終了した旨の「E票」が返送されてこない場合

- ②記載漏れのあるマニフェストの送付を受けたとき
- ❸虚偽記載のあるマニフェストの送付を受けたとき

提出期限

- ●の期間が経過した日から30日以内 ②送付を受けた日から30日以内
- ③虚偽記載のあることを知った日から30日以内

処理業者に問い合わせて処理の状況を把握するとともに、生活環境の保全上の支障の除去または発生の防止 のために必要な措置を講じた後、その講じた措置内容を知事等に報告します。

●マニフェストの交付者は報告書を作成し、知事等に提出する必要があります。 詳細は、三重県のホームページをご覧ください。

三重県 マニフェスト

https://www.pref.mie.lg.jp/eco/cycle/23769014530.htm



廃棄物処理法

業者によるマニフェストの交付と産業廃棄物

元請業者によるマニフェストの交付と 産業廃棄物の運搬







※産廃条例で最終処分した旨の報告を受けた日から15日以内と定められています。

産業廃棄物の運搬時の注意事項について

運搬時の基準

産業廃棄物を運搬する際には、下記の基準(産業廃棄物処理基準) を守ることが必要です。

表示義務について

運搬車で産業廃棄物を運搬する際には、その運搬車の両側面に、 次の項目を表示しなければなりません。

排出事業者(元請業者)が自分で運搬する場合

1.産業廃棄物を運搬する車両である旨の表示 2.排出事業者(元請業者)名

産業廃棄物処理業者が、委託を受けて 産業廃棄物を運搬する場合

- 1.産業廃棄物を運搬する車両である旨の表示
- 2.業者名
- 3.許可番号(下6けた以上)

特別管理産業廃棄物

産業廃棄物収集運搬車

産業廃棄物収集運搬車 O株式会社

る場合でも、産業廃棄物と表示 して問題ありません。

マグネットシートなど、着脱可能 な表示でも問題ありません。



注意点

- ●見やすいこと
- ●鮮明であること
- ●両側面に表示すること
- ●識別しやすい色の文字であること



左右で表示位置が違っても、ま た、荷台や被牽引車に表示して も問題ありません。

書類の携帯義務について

産業廃棄物の運搬車は、次のような書類を常時携帯しなけれ ばなりません。

排出事業者(元請業者)が自分で運搬する場合

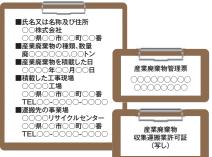
次の事項を記載した書類

- ・氏名又は名称及び住所
- ・運搬する産業廃棄物の種類、数量
- ・運搬する産業廃棄物を積載した日
- ・積載した工事現場の名称、所在地、連絡先
- ・運搬先の事業場の名称

産業廃棄物処理業者が、委託を受けて 産業廃棄物を運搬する場合

- ・マニフェスト(産業廃棄物管理票)
- ・許可証の写し

〈書類例〉



※産業廃棄物処理基準には、上記のほか「飛散・流出防止措置 |等の基準があります。

完了後の報告

産廃条例に基づく施主(発注者)への説明・報告につい

工事完了後の報告











産廃条例に基づく 施主(発注者)への説明・報告について

産廃条例に基づき施主(発注者)への説明・報告の義務がある解体工事は、建設リ サイクル法第2条第3号第1号に規定する解体工事で、同法第9条第1項に規定す る対象建設工事(建築物の解体:延床面積80m以上、工作物の解体:請負金額 500万円以上)です。

※上記規模未満の解体工事については努力義務 ※建設リサイクル法第9条第1項に規定する工事は、P8を参照

解体工事が始まるまでに

産廃条例に基づき施主(発注者)に<mark>説明等</mark>を行う義務があります。 元請業者は、書面にて、施主(発注者)に解体工事で生ずる産業廃棄物について以下の説明をして、内容の確 認を受けてください。

- ●産業廃棄物の種類
- ●産業廃棄物の種類ごとの
- ①発生見込量 ②予定処分先 ③予定処分方法 ④処理費用 説明に用いた書面の写しを保存する義務があります。

説明書の参考様式はP35に掲載してあります。

解体工事が終わったら

産廃条例に基づき施主(発注者)に報告等を行う義務があります。

元請業者は、施主(発注者)に以下のいずれかの写しを提示するとともに、産業廃棄物を適正に処理した旨 を記載した書面による報告をして、内容の確認を受けてください。

- ●マニフェスト(産業廃棄物管理票)の写し
- ●電子マニフェストの写し

報告に用いた書面の写しを保存する義務があります。

報告書の参考様式はP35に掲載してあります。

県は元請業者が産廃条例の義務に違反した場合、 元請業者に対し勧告・公表を行うことがあります。

勧告の説明又は報告、その他必要な 内 容 措置を講ずべきことを勧告

- ●施主(発注者)に説明や報告をしなかったとき。
- ●施主(発注者)に虚偽の説明や報告をしたとき。 ●交付した書面(説明や報告)の写しを保存しなかったとき。

公表の勧告の内容、元請業者の氏名 内 容 又は名称

●勧告を受けた元請業者が、正当な理由なく勧告に従わ ないとき。

■説明書参考様式

参考様式 (第13条第1項関係)

対象解体工事に係る産業廃棄物処理に関する説明書

月 日

発注者 あて

交付者

(法人にあっては、名称、代表者の氏名)

電話番号

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第13条第1項の規定により、対象解体工事に係る産業廃棄物の処理について 次のとおり説明します。

対象解化	本工事の名称			対象解体工事の	場所	
			産業廃棄物の種	重類ごとの発生量等		
番号	産業廃棄物の種	類 数量	処分を行う事業者	処分の場所	処分方法	処理に要する費用の額

説明者欄及び発注者の確認欄

説明者名	確認年月日	発注者の署名又は記名押印	
		(ÉI	1)

■報告書参考様式

参考様式 (第13条第2項関係)

発注者 あて

対象解体工事に係る産業廃棄物処理に関する報告書

氏名

(法人にあっては、名称、代表者の氏名)

電話番号

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第13条第2項の規定により、対象解体工事に係る産業廃棄物を適正に処理した 旨を次のとおり報告します。

	対象	良解体工事	手の名称		対象解体工事の場所	
ſ	産業原	発棄物の道	適正な処理に関	関する報告の方法(規則第14条第2項)	※該当するものすべて	について、○で囲うこと
		第1号	最終処分終了	の産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)の	写しの提示及び別紙1による方	法
		第2号	最終処分終了	つ情報処理センターからの通知(電子マニ	-フェスト)の提示及び別紙1に	よる方法
		第3号	当該解体工事	耳に伴う産業廃棄物の最終処分を自ら行っ	た場合、別紙1による方法	

説明者欄及び発注者の確認欄

説明者名	確認年月日	発注者の署名又は記名押印
		(印)

(別紙1)

			産業廃棄物の種	重類ごとの処分量等		
番号	産業廃棄物の種類	数量	処分を行った事業者	処分の場所	処分方法	最終処分終了年月日

●産廃条例の詳細や県の通報先については、三重県の下記ホームページをご覧ください。

三重県 産業廃棄物 適正な処理

https://www.pref.mie.lg.jp/HAIKIK/HP/m0058000098.htm



石綿(アスベスト)の除去報告と 再資源化の完了報告



特定粉じん排出等作業(石綿の除去作業)が完了した時は、施主(発注者) に対し、結果を書面で遅滞なく報告するとともに、作業に関する記録を作成 し、書面の写し及び記録を保存しなければなりません。

(大気汚染防止法第18条の23、同法施行規則第16条の16)



建設リサイクル法の対象建設工事の再資源化等が完了したときは、その報 告を施主(発注者)に書面で行い、その写しを保存しなければなりません。 (建設リサイクル法第18条、同法施行規則第5条)

対象建設工事については、元請業者は特定建設資材廃棄物の 再資源化が完了したことを 施主(発注者)に書面で報告しなければなりません。

施主(発注者)はそれを受領・確認することが必要です。

再資源化等が 完了した年月日

再資源化等をした 施設の名称 及び所在地

再資源化等に 要した費用

建設リサイクル法・大気汚染防止法

石綿(アスベスト)の除去報告と再資源化の完了報告



工事現場に廃棄物が残っていないか、 確認しましょう。



再資源化等に要した費用が計画と同等であったか、き ちんと再資源化施設に持ち込まれたか等を確認しま

不要家電	·残置物処理	について					
●一般廃棄物	について						
三重県 環境生活	5部 環境共生局 3	資源循環推進認	果			···TEL	 224-3 @pref.m
●産業廃棄物	について						
三重県 環境生活	5部 環境共生局 1	廃棄物対策課 ·		•••••		···TEL	 224- 2 @pref.m
建設リサイ	イクル法につ	いて					
●解体工事業	登録について						
三重県 県土整備	請部 建設業課 建	段業班					 224- 2 @pref.m
●建築物につ	いて						
三重県 県土整備	請部 建築開発課 强	建築審査班…		•••••			 224- 2 @pref.m
●建築物以外	の工作物(土木)	工事等)につ	いて				
三重県 県土整備	請部 技術管理課 持	支術管理・DX拍	推進班 …				 224- 2 @pref.m
建設業法	について						
三重県 県土整備	請部 建設業課 建	段業班					 224- 2 @pref.m
フロンにつ	ついて						
三重県 環境生活	5部 環境共生局 1	也球温暖化対策	策課	•••••		···TEL	 224- 2 @pref.m
アスベス	トについて						
	 止法						
三重県 環境生活	5部 環境共生局 2	大気・水環境課	大気環境	班			 224- 2 @pref.m
●石綿障害予	防規則、労働安	全衛生法					
三重労働局 労働	動基準部 健康安全	注課			kenkouar		

三重県 環境生活部 環境共生局 廃棄物監視・指導課······TEL 059-224-2388

kanshi@pref.mie.lg.jp

◆監 修◆

- 三重県 環境生活部 廃棄物対策局 廃棄物監視・指導課
- 三重県 環境生活部 廃棄物対策局 廃棄物・リサイクル課
- 三重県 環境生活部 大気・水環境課
- 三重県 環境生活部 地球温暖化対策課
- 三重県 県土整備部 建設業課
- 三重県 県土整備部 建築開発課
- 三重県 県土整備部 技術管理課
- 三重労働局 労働基準部 健康安全課

◆ 協力団体 ◆

- 一般社団法人三重県産業廃棄物協会
- 一般社団法人三重県建設業協会
- 一般社団法人三重県解体工事業協会
- 公益社団法人三重県宅地建物取引業協会



令和5年3月31日発行 発行 三重県

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

本冊子の著作権等の権利は三重県に帰属します。 無断複写・転載はご遠慮ください。